

米子市高校生等通学費助成金交付事業

○助成対象について

Q 生徒の父母以外が申請者になることはできるか。

対象生徒の親権者、未成年後見人、同一生計もしくは監護をする者、または生徒本人が申請者となります。ただし、申請者は米子市内に居住している必要があります。

Q 県外の高等学校等に通学する場合は対象となるか。

助成の対象になるのは、県内の高等学校等に通学する場合となるため対象になりません。

Q 通信制の学校等に通学する場合は対象となるか。

通学定期券で通学している場合は、助成の対象になります。

Q 通学実態のない月も助成の対象となるか。

高等学校3年次の3月などの明らかに通学する必要がない期間は助成の対象になりません。

Q 兄弟で高等学校等に通学する場合、定期代を合算して計算することはできるか。

生徒一人当たりの定期代で計算しますので、兄弟で合算することはできません。

Q 申請者（保護者等）が本市から市外へ転出する場合は助成の対象となるか。

申請者は助成対象期間のうち、申請者自身が本市に住所を有している期間についてのみ助成の対象になります。ただし、その場合においても、本助成金交付要綱第7条に定められた時期に申請する必要があります。

Q 申請者（保護者等）が市外から本市へ転入する場合は助成の対象となるか。

申請者は助成対象期間のうち、申請者自身が本市に住所を有している期間についてのみ助成の対象になります。他市町村の住民であった期間については、助成の対象になりません。

○通学方法について

Q 助成対象となる「通学定期券」とは、具体的にどの定期券か。

通学定期券は、「自宅と高等学校等の間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生に対して鉄道事業者又はバス事業者が1か月以上の一定期間を利用単位として発行する券」を言います。具体的には、列車による通学の場合は、通学定期乗車券（特急料金を除く。）、バスによる通学の場合は、日本交通㈱が発行する通学定期券、日ノ丸自動車㈱が発行するステップ定期券、市町村営バスの通学定期券が対象となります。なお、市町村営バスで通学定期券の区分がない場合に限っては、一般の定期券が対象となります。

Q 通学定期券を購入せずに、その都度払いで公共交通機関を利用して通学している場合は助成の対象になるか。

助成の対象になるのは、通学定期券で通学する場合となるため対象になりません。

○申請手続きについて

Q 郵送で申請することはできるか。

郵送にて申請することができます。必要書類をご確認のうえ、申請期間内に市役所に届くように余裕をもって郵送してください。

Q JRの通学定期券の写しを紛失した場合はどうすれば良いか。

JRで領収書の再発行の手続きをしてください。また、領収書に通学定期券利用者（生徒）氏名、利用区間、有効期間、購入金額の4点の記載をしてもらってください。

Q バスの通学定期券の写しを紛失した場合はどうすれば良いか。

バス会社で申請書の再発行の手続きをしてください。なお、再発行の手続きに数日かかりますので、バス会社には事前に連絡してから申請書の受け取りをしてください。

【日本交通㈱米子営業所】

☎0859 - 33 - 9116

【日ノ丸自動車㈱米子支店】

☎0859 - 32 - 2123